

告 訴 状

罪 名 刑法オ二三〇條 名譽毀損の罪

原 告 東京都世田谷区深沢町一の四七 石原國利

(三田弥兵衛)

三重縣鈴鹿市飯野寺家町 澤田榮介

被 告 東京都台東区浅草橋二丁目三番地 三不亮彦

大阪府豊中市府田四七 篠田軍治

告 訴 内 容

被告は、昭和三十年四月二十九日、愛知縣蒲郡市東京製鋼株式会社蒲郡工場において、公然原告の名譽を毀損する事実を摘示した。従つて原告は、被告を刑法オ二三〇條で告訴する。

同時に、民法オ七二三條により裁判所が被告に対し、原告の名譽を回復すべき別紙處分を命ずることを請求する。

説 明

刑法オ二三〇條が成立するためには、同條の一の成立が立証され、且つ同條の二が被告にとつて証明不可能であることが立証されればよい。

⑤ オ二三〇條の一が成立することの証明

判例「當時の風評その他の事情により一般觀衆をして被告の行った表示の全趣旨が、原告の名譽を毀損すると推知せられるときは名譽毀損罪は成立する」

(市川秀雄、刑法学、評論社、法律学全書8 P247 12乃至14行目)

以下、これに基づいて証明する(箇弧内の数字は、証拠書類の番号)

「被告が、昭和三十年四月二十九日、東京製鋼蒲郡工場に新聞記者等をして、行った表示の全趣旨は、同年五月一日の、中野日本新聞に記載された如く、⁽¹⁰⁾觀衆をし

て、同年一月二日、前穂高岳における遭難事件で、原告と同行した、若山五朗の、道に死の原因について、原告が、希求した報告に、真実性のないことを示すものである、⁽¹¹⁾⁽¹⁴⁾⁽²²⁾

これは、山と深谷⁽¹²⁾ 同⁽¹³⁾ 化学七月号⁽¹³⁾ の記載並に當時の風評に示されたと如き⁽²⁰⁾⁽⁴⁴⁾ 被告の、醜行と推知せしめるものである。よつて、刑法オ二三〇條の一は成立す。

③ 同條の二が被告にとつて証明不可能であることの証明

被告は、四月二十九日の、実験以前に行った実験等により、自己の行った表示の全趣旨が

真実でないことを承知していた (21) (17) (36) (45) (44) (37) (43) (50)

なお、上記証明を更に詳細に行う

⑤ 判法オニ三〇のーが成立することの証明

以下前記判例に基づいて行う

(I) 昭和三十年一月二日、前穂高岳におけるナイロンザイル(登山綱)切断による登山者
墜死事件に關し、ザイル切断原因の客觀的証明が必要とされていた。

(1) (2) (3) (6) (7) (8) (12) (19) (11) (17) (40) (49)

理由 (a) 同行者が体験談を發表したが、事故をおこしたザイル(東京製鋼株式会社製
造、8ミリ、注力ナイロンザイル、新製岳、保証付として販売されたもの)が同行者
の發表した状態で切断するとは考えられないので

① 同發表に誤りがあるか

② ザイルに欠陥があるか

が問題となつた(具体例は註1に示す) ザイルに欠陥があるとするれば、
その欠陥を明らかにすることは、今後の登山者、生命を守るために緊急必
要なことである。従つて、原因の客觀的証明によつて原因が①であるか②
であるかの判定が待たれたわけである。

理由 (b) 墜死者の父と、ザイルメーカーとの間に、損害賠償問題をめぐつて論争
があつた。論争は、切断の原因を①とするメーカー側と②とする被害者側
との対立である。

註 1

① の場合の具体例並にそれから推知される事項

① ザイルの凍結による切断 (2)

② ザイルをアイゼンで踏むことによるザイル損傷 (13) (38)

③ 墜死者の結び目が解けたため墜落 (20)

右から推知される事項

同行者は右具体例に示した風評を否定する發表を行つてゐる。もしザイル切
断の原因が右具体例によるものと推知される結果になつたとすれば、原告である
同行者は「事件は誰もみていない場所だけに、同行者は自己の非をかくしてメーカー

に責任を專断して（メーカーの信用と不当に陥れ）念山界を徒に混乱におとし
いた不届者」とみられ、或は「産偽者、犯罪者の疑いを持たれることになる」（
右異体例③の場合、同行者は切断了たザイルを、示しているが、切断は同行者に
よる故意の切断となる） 此らは原告の名誉を毀損するものである。

②の場合の異体例、並にそれから推知される事項 (7) (8) (10) (11)

④ ナイロンザイル切断の理由は、山岳同支索の場合に、ナイロンザイルは麻ザイルより
弱いというナイロンザイル共通の欠点にある。

⑤ ナイロン原糸の欠陥、又は製綱上の欠陥

右から推知される事項

メーカーの責任、追求と（二般）登山技術そのものの検討

(II) 原因鑑定のための表示とは、同行者の発表の真実性、有無を客観的に立
証することであるとみなされる。しかしその表示の全趣旨が
真実性がないという結論であれば (I) の註1①の推知となり

真実性があるという結論であれば (I) の註1②の推知となる。

説明

切断原因としてあげられた①②③④⑤のうち

①②は、立証不可能に近い ③は遺体が発見されれば立証可能なものである。

④⑤の場合は、同行者の切断様様の発表が具体的にあり、事故を起し
たザイルによつて同行者のいう切断状況を可及的に再現し、それで切断すれば
同行者の発表は正しいとみられ、切断原因は④⑤とみなすよ。

これに及し、切断しなれば原因は④⑤でなく従つて原告の発表は錯誤
又は故意の誤りとみられ①②③の推知が可能となる。

なお、^{遺体発見の}可及的再現と別に、原告のいう④についての妥当性の有無を求め立証
すれば真実性の立証は一層確実となる。要するに、原因鑑定のための科学的
実験とは、遺体状況の可及的再現、④についての妥当性の有無、及び材質のテ
スト以外にはない。

(四) 昭和三十年四月二十九日、東京製綱蒲郡工場で行われた実験は、(I)で必要とせられ
た表示とみなされる。

証 明

- (a) 其以前に原因は判明していなかったとみなされること (9) (11) (52) (3)
- (b) 其の表示の予告が行われていたこと (11) (44)
- (c) 其の表示に新聞記者、登山家等多数が集められたこと (10)
- (d) 其の表示には (II) の実験がなされたこと、特に (4) のテストは世界でも初めての試みで明らかに遭難原因解明のための試みであるといふこと (10) (12) (36)
- (e) 表示の責任者並に実地監督者である被告は、玉家公務員である大学教授（大阪大学、工学博士）であり、登山家（日本山岳会関西支部長）であり、客観的に立証をなす立場にあり、且つ (I) の理由 (4) を承知しており、自己がこれに当たるとを言明していたこと。
- (f) 表示に際して、表示が (I) で必要とされている表示とは直接関係がないとか、原因解明のための実験の一部であるとかいうことは表明されなかったこと
- (g) 中野日本新聞（昭和三十年五月一日）に、四月二十九日実験が (I) の必要に迫るものであることが記載され、且つ、立会者熊沢友三郎、海野治良両氏によって、その旨山岳雑誌（山と溪谷 193 号）に掲載されたこと。
- (四) (四) による表示の全趣旨は、同行者の発表に真実性なく且つ同行者のいう切当理由に妥当性がないことを表示したものとみなされること。
- 証 明
- 中野日本新聞 昭和三十年五月一日の記事、山と溪谷 193 号の編集者の執筆とみられる係記云々の記及び立会者熊沢友三郎、海野治良両氏の記事
- (V) 表示は公然なされたこと、

証 明

新聞記者、登山家等多数が集められた公開実験であること (10) (30)

以上 (I) 乃至 (V) により (イ) 項は証明せられた。

③ 被告が許し無罪であるためには、次の二項目 (I) 及び (II) が立証される必要がある（刑法才二三〇條の二） 逆に、有罪であるためには、そのどちらかが立証不可能であらばよい。

(I) 表示の全趣旨に眞実性があること

(II) 表示の目的は専ら公益をけるにあること

(I) 項の立証が被告にとって不可能であることの証明

(A) 表示の全趣旨が事実でないことの証明

原告園鈴峯会、加藤富雄氏の記事 (18)、三十年十月十九日の被告の書簡 (21)

三十年十月十八日被告の意見内容 (45) その他 (50) (36) (5)

(4) 被告は、被告の行った表示の全趣旨が事実でないことを、表示の当時既に承

知していたことの証明

被告にとって (I) 項を立証するためには (4) 成立の上は「被告がなした表示の趣

旨は誤れるものであるがその当時の彼としての状態においては眞実性がある

たとえみちをさる、即ち、彼としては、そのように誤ることは止むをえなかったこ

とである」ことを証明せねばならぬが本項が証明されればこれは不可能で

ある。

証明事項は (A) の証明事項を、まゝ、でよし、但し (5) を除く。

(II) について

被告にとって (I) が立証可能であれば表示の目的は公益をたぬといえるが、それが不

可能であるので (II) の立証も出来ないとみなされる。

よって (3) 項は証明せられた。

故に 刑法第二三〇條 名誉毀損の罪は成立する。(証明終り)

証拠書類目録表 (省略)

別紙

刑法第二三の條による訴が成立した場合は、原告は裁判所に對し、民法第七二三條により、裁判所が被告に對し、原告の名誉を回復するため次の處分を命ずることを請求する。

處分の方法

被告は、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、中部日本新聞紙上に縦横十厘以上の枠をもつて、次の文を掲載すること。

掲載文

おわび

去る昭和三十年一月二日、前穂高岳での遭難で墜死者一名が出ました。事件直後、同行者石原、沢田両氏は遭難の原因は弊社製造によるナイロンザイルの切断にあるとし、遭難当時の模様を發表しました。この原因に關して、私共二者はザイル原糸のメーカーである東洋レーヨン株式会社の実験その他に基き、同年四月二十九日以前に「ナイロンザイルは山岳用支索の場合には麻ザイルより遅かに弱くものであつて、同行者石原、沢田両氏の言ふが如く、遭難当時の條件ではナイロンザイルは切れるものである」ということを既に承知しておりました。

それにも拘らず、同年四月二十九日、弊社蒲郡工場に新聞記者、登山家等招いて「ナイロンザイルは山岳用支索の場合にも強く、同行者という條件では切れないものである」という印象を与え、公開実験を行いました。このため一般社会に「ナイロンザイル切斷に關し、誤れる觀念を流布して遂に、登山界の混乱と登山者の危険を招来する原因をつくる」と共に、石原、沢田両氏が虚偽の遭難状況を發表したかの如き感を与え、両氏、石原と傷つけました。

このことは、メーカーとしても、學者としても誠に恥すべき行為であつたと反省するものであります。ここに社会の皆様並に、石原、沢田両氏に對し、深く陳謝の意を表します。

年 月 日

東京製綱株式会社常務取締役 三木吉彦
大阪大学 教授 篠田軍治